

コーポレートガバナンス コーポレートガバナンス体制

基本的な考え方

NSKは、持続的な成長かつ中長期的な企業価値の向上のためには、透明・公正かつ迅速な意思決定を行うための仕組みが不可欠であると考えています。この実現のために、次に示す4つの指針に基づいてコーポレートガバナンス体制を構築しています。

▶コーポレートガバナンス体制構築の指針

1. 取締役会から業務の執行の決定について執行機関へ積極的に委任することにより、経営の効率性および機動性を向上させること
2. 監督機関と執行機関とを分離することにより、監督機関の執行機関に対する監督機能を確保すること
3. 監督機関と執行機関とが連携することにより、監督機関の執行機関に対する監督機能を強化すること
4. コンプライアンス体制を強化することにより、経営の公正性を向上させること

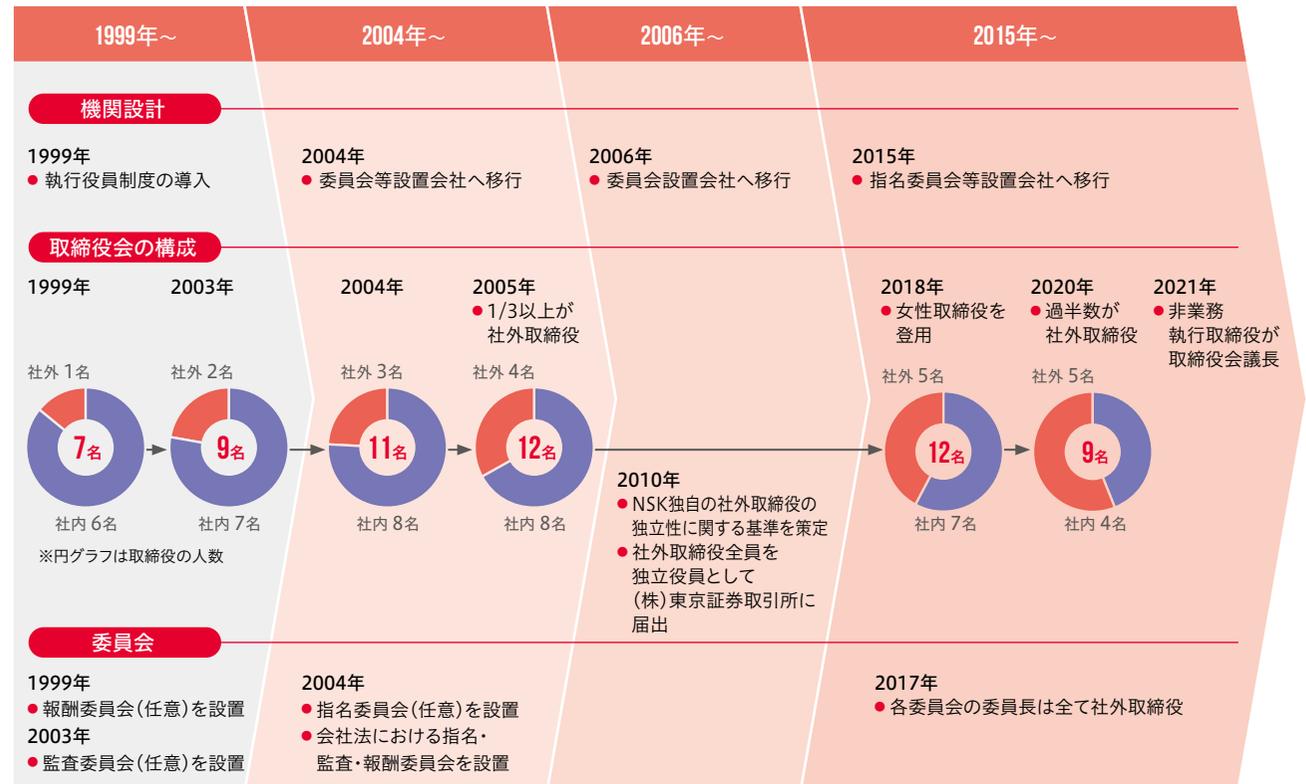
コーポレートガバナンス体制

■現在のコーポレートガバナンス体制の状況

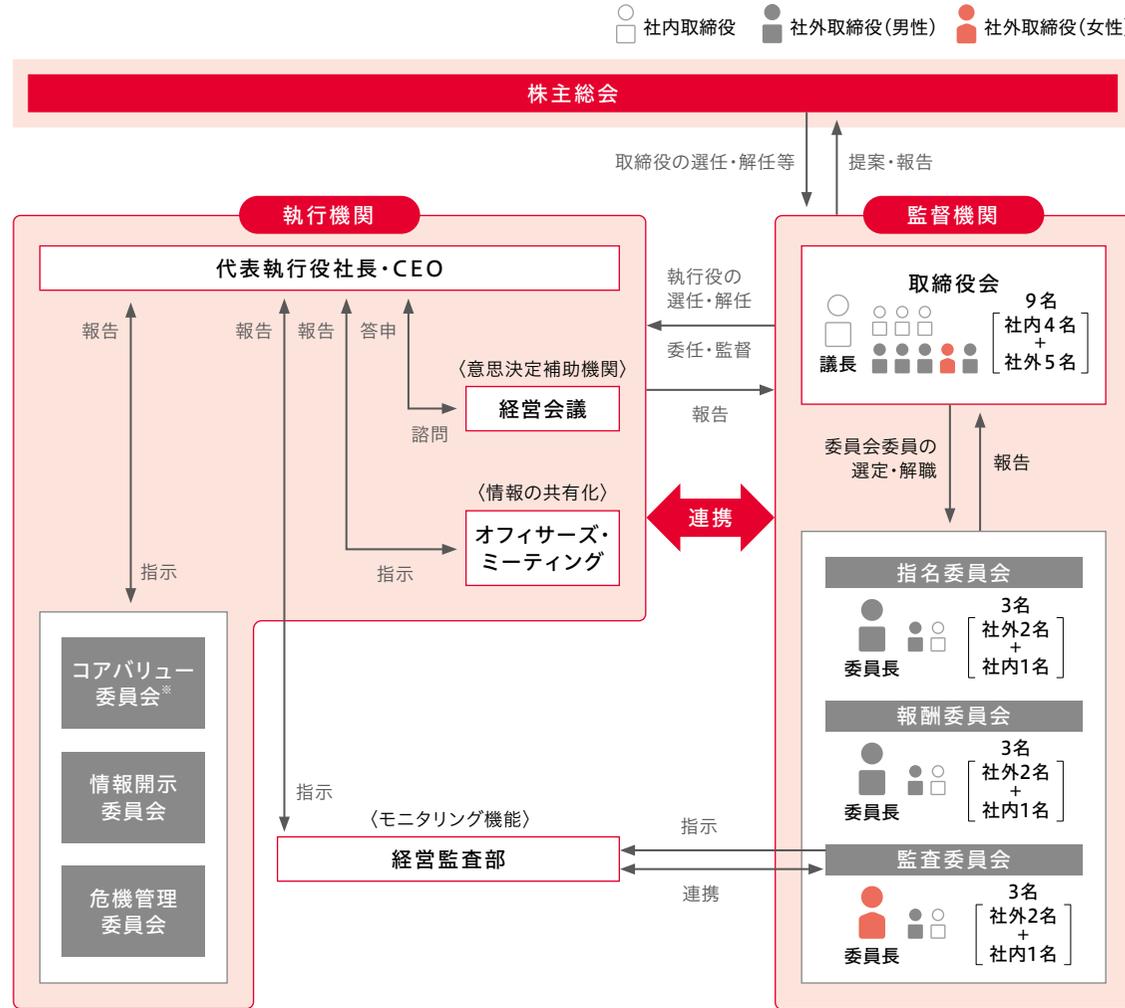
NSKは、左記の基本的な考え方をより良く実現できる機関設計として指名委員会等設置会社を採用しています。取締役会は、NSKグループの持続的な成長かつ中長期的な企業価値の向上に貢献することを目的として経営の基本方針等の決定にあたるとともに、業務の執行の決定を

執行機関へ積極的に委任し、その執行状況を適切に監督しています。CEOは、取締役会から執行機関に委任された業務の執行の決定および業務執行全般について最高の権限と責任を持ち、執行役はその指揮の下、職務の分掌に基づいて業務を執行します。

■コーポレートガバナンス体制の変遷



■コーポレートガバナンス体制図 (2023年8月現在)



※ コアバリュー委員会:「安全・品質・環境・コンプライアンス」のコアバリューは、当社の経営の意思決定や行動において、最優先される共通の価値基準です。コアバリュー委員会は、コアバリュー推進・強化のための方針の議論や関連リスクの共有を通して、全社的課題を設定し、それらの解決に向けた提言と進捗のモニタリングを行います。

● 監督機関	
<p>取締役会</p> <p>議長 非業務執行取締役</p> <p>目的・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経営の基本方針の決定等の法定決議(業務の執行の決定の執行役への委任を含む) ● 執行役等の職務の執行の監督 	<p>FY2022の開催実績 10回</p> <p>FY2022の主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 連結決算、剰余金の処分、内部統制システム構築の基本方針、新執行体制の決定 ● 政策保有株式の保有の合理性の検証 ● 買収防衛策の継続の是非の検討 ● 機関投資家との対話結果を踏まえた開示の方向性の検討 ● 取締役会の実効性評価及び抽出された課題への取り組み ● 予算運営方針の決定 ● MTP2026のモニタリング
<p>指名委員会</p> <p>委員長 社外取締役</p> <p>目的・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定 	<p>FY2022の開催実績 6回</p> <p>FY2022の主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取締役会の構成(スキル・マトリックスを含む)の検討及び決定 ● FY2023取締役候補者の選定及び決定 ● 社外取締役候補者の確保
<p>報酬委員会</p> <p>委員長 社外取締役</p> <p>目的・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針の決定 ● 取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定 	<p>FY2022の開催実績 4回</p> <p>FY2022の主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 役員の報酬等の額に関する方針の決定 ● 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定 ● FY2023役員報酬制度の決定
<p>監査委員会</p> <p>委員長 社外取締役</p> <p>目的・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取締役および執行役の職務の監査および監査報告の作成 ● 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定 	<p>FY2022の開催実績 14回</p> <p>FY2022の主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査計画に基づく経営上の重要な課題(MTP2026の具体的な施策・計画等)の監査の実施および提言 ● 会計監査人の評価(重要事項等の協議および三様監査を含む)